

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて

昨日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾を決定した。

本決定には、

- (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- (2) 放課後児童クラブ等の体制強化、学校給食休止への対応など、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
- (3) 中小・小規模事業者、農林漁業者への支援など、事業活動の縮小や雇用への対応 など我々地方三団体からの提言が数多く盛り込まれており、評価したい。

国におかれては、同緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じていただきたい。

また、都道府県及び市町村への迅速かつ適切な情報提供について、万全の対応を講じられたい。

今後、国におかれては、国民の不安解消に向け、同緊急対応策を迅速かつ確実に遂行し、新型コロナウイルス感染症という、かつて経験したことのないウイルスとの闘いに全力を挙げて取り組まれるとともに、

- (1) 国における感染症対策の専門組織として「医療版 TEC-Force」の創設
- (2) 「簡易検査キット」はじめ迅速な検査方法の確立及びPCR 検査試薬必要量の確実な供給
- (3) 治療薬やワクチンなど、治療法の早期開発
- (4) マスクや消毒液、防護具など不足する衛生用品や医療資機材について速やかに生産・調達ができる体制づくりと医療機関や介護施設等への優先度に応じた供給
- (5) リーマン・ショックを超える地域経済の深刻な事態を踏まえ、特に厳しい業種への一歩踏み込んだ対応として「一時支給金」の創設
- (6) 畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制度の機動的な発動 など更なる対策の強化を求めたい。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正については、

- (1) 法律の必要性や内容について、国民に対しての丁寧な説明
- (2) 「緊急事態宣言」発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
- (3) 発動に伴い、国民生活や事業者活動への影響が非常に大きい「私権の制限」という重い責任を負う地方自治体が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として特段の配慮などをお願いしたい。

地方三団体としても、国と心を一つに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月11日

全国知事会会長	徳島県知事	飯泉 嘉門
全国市長会会長	相馬市長	立谷 秀清
全国町村会会長	嘉島町長	荒木 泰臣